

第 172 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年 6 月 24 日(月) 午前 9 時～午前 10 時 15分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (41名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文	
13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	22 番 植 田 良 二	23 番 和 久 利 健	24 番 岩 田 康 男
25 番 藤 原 力 夫	26 番 石 原 隆 幸	27 番 立 石 覚	28 番 藤 原 修
29 番 金 倉 弘 美	30 番 小 池 誠	31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美
33 番 安 部 仁 司	34 番 嵐 谷 和 則	35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史
38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝	41 番 澤 井 浩 二
42 番 吉 田 貞 一	43 番 内 田 勝 幸		

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉 川 明 広

5. 欠席委員 (2名)

9番 佐伯委員 37番 若槻 保委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農業用施設転用に関する届出について

議案第1号 農地の所有権移転等許可申請について(3条)

議案第2号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について(所有権設定)

議案第6号 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	172回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名 9番 佐伯委員です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、17番 渡部 委員、1番 原田 委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第6号議案まで、順次行います。 報告第1号、「農業用施設転用に関する届出について」を上程いたします。事務局は説明して下さい。
事務局	報告第1号、「農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」令和元年6月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番外4筆、地目は登記簿、現況ともに田、畑、面積945㎡外で計2,038㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所、▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所、■●●●番、解約届出日令和元年6月10日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも令和元年6月24日、解約の理由、賃貸人の都合による。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和元年6月24日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿 現況ともに田、面積は4,938㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ■●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、10aあたり500,000円です。 番号2、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は691㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ■●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額100,000円です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	以上、事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。2番 安部委員
2番	失礼します。この案件につきましては▽▽▽▽でございますが、●●●●で私が説明させていた

2番	だきます。場所は□□地内でございますが、■■■■から上がったところに消防の詰め所がございます。その近くの圃場でございます。いろいろ事情があって△△さんに買ってもらうという事でございます。△△さんはしっかり田植えをして管理していらっしゃいますので問題ないかと思えます。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について承認することに決しました 次、議案第1号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 40番 中林委員
40番	2番について補足説明させていただきます。〇〇さんと△△さんは■■自治会でございます。〇〇さんは▲▲▲▲でございます。場所でございますが、〇〇さん宅から□□方面に150mか200mくらい行きますと、道路沿いに△△さん宅があります。現場は、その向かい側に山があります。そこの裾野にある畑でございます。今まで小作しておられた方が年をとられたという事で、よう作らんという事で△△さんに何とか買って何とかしてください。というような話でございました。△△さんも今何を作るというわけではありませんけれども、それじゃあという事で話がまとまったようでございます。ご審議をお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 次、議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」について」を上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、「農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」令和元年6月24日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外2筆、地目は登記簿、現況ともに、田、畑、面積74㎡外で計754㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。空き家の所在地 ■■■■番 申請地は□□□□地区■■■■自治会地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。資料No.1をご覧ください。上の図が、周辺地図で、下の図が農地の位置図になります。ピンクの部分が、空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が、今回の申請農地になります。現地につきましては、6月4日に地区の農業委員、推進委員さんと確認しました。住宅に隣接し、農地面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。 番号2、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿、現況ともに、畑、面積597㎡外で計776㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。空き家の所在地 ■■■■番 申請地は▽▽地区●●自治会地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。資料No.1の2枚目をご覧ください。左の図が、周辺地図で、右の図が農地の位置図になります。番号1と同様に、ピンクの部分が、空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が、今回の申請農地になります。

事務局	現地につきましては、5月21日に地区の農業委員、推進委員さんと確認しました。住宅の近辺で、農地面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。 今回承認いただければ、それぞれ本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。23番 和久利委員
23番	番号1について23番和久利が補足説明させていただきます。現場は□□地内で▼▼▼▼から5、600mくらい入ったところにあります。申請人の方は▲▲▲▲にお住まいのようで、10年以上空き家になっているようですが、今回空き家バンクに登録されたという事でございます。現地を6月4日に内田委員さん局長さんと確認しております。実際にはこの〇〇さん宅には田んぼがありまして、家の前のほうの田んぼはかなりの面積がありまして、これを空き家バンクに付けて出すという事は、無理です。それについては、地元の方が耕作をしていらっしゃるのです、その方に正式に利用権設定をしていただいて引き続きしていただくという事で、宅地に付随した小さい畑の部分だけを今回面積に入れるという事で確認しております。田んぼの耕作をしていらっしゃる方が畑のほうも適度に管理していらっしゃいますので、いつでも再開できる状態になっておりますので登録しても問題ないと思います。よろしくお願いいたします。 担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか
13番	はい
議長	はい、どうぞ。宇田川委員
13番	田んぼも作っておられましたよね
議長	はい。少し
13番	少し。ほんの少し。3反満たないですか
議長	74㎡です。
13番	いいや、他に
議長	他にはないです。
23番	作っていないとかその人所有の田んぼはありますけれども。4反前後くらいあります。
13番	4反もあればバンクじゃなくても農地取得はなりますでしょう。
議長	いやいや、本人にやる気がなければ。他に申請があれば別ですけども。
23番	ただ、それを一緒に空き家バンクにという事にはなりませんので、これは地元の方が耕作をしておられますので、正式に利用権設定をして引き続き耕作をしていただくという事です。
13番	じゃあ、どっちをとってもいいという事ですな。
議長	いや、ちがいます。 4反くらいやろうかと思えば、他の空き家バンクじゃない申請をしてもらうことになりますが、だけ

議長	ども空き家バンクで申請する人はそのとこだけを作りたいわけですから。
13番	はい分かりました。
議長	他に質疑ございませんか (はいの声) 議案第2号番号1について承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について承認することに決しました。
36番	次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。36番岩田委員 36番岩田が補足説明させていただきます。今回申請がありました、〇〇〇〇さんの空家に付随する農地ですが■■■■を上4キロぐらい上がったところに家があります。その道路挟んだ向かい側に今回の農地があります。5月21日に若槻委員、局長と現地のほうを確認させていただきました。畑につきましては現在草刈等してあり管理してある状況ですし今度入られる方も引き続きしていただけると、景観等問題ないと思っております。ご検討よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号2について承認することに決しました。
事務局	次、「議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局、説明してください。 議案第 3 号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年6月24日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 6.25 m ² 。申請人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地は、山上にあり、平素の管理が困難なため、申請地を合葬式墓地にしたい。除地については平成29年6月13日に県の同意を得ています。 番号2、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに田、面積 10 m ² 。申請人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地は、借地を使用しているので、自分の所有地に移転したい。除地については平成31年3月14日に県の同意を得ています。 以上の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。26番石原委員
26番	26番石原が補足説明いたします。□□□□から■■■■へ400mくらい行ったところにこの農地がございます。畑の後ろにJRが走っており、平成29年に徐地が許可されて、国道の関係者及びJRの関係者及びその両端の土地の所有者との境界の確認などに時間がかかったという事ですが、確認も終わっておりますので問題ありませんのでよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をおねがいいたします。 27番立石委員
27番	番号2につきまして27番立石が補足説明させていただきます。〇〇さんは■■自治会にお住まいでございます。現在お墓が借地にあるという事でございまして、自分の所有地に持って帰りたいという事でございます。すでに分筆も終わっており問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 次、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号 「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」令和元年6月24日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積 13 m²。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、譲受人氏名 △△△△、住所 ■■■■番、転用目的 墓地、施設 墓地、転用の理由 遠方の墓を家近くに移転したい。除地については、平成 21 年 10 月に県の同意を得ています。 番号2、農地の所在、□□□□番外1筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積 756 m²外で計 1,048 m²。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、譲受人氏名 △△△△、住所 ■■■■番、転用目的 露天駐車場、施設 露天駐車場、転用の理由 現在の駐車場のみでは、スペースが不足し、路上駐車により通行の障害が発生する場合があります、これらを解消したい。除地については、平成 30 年 6 月 7 日に県の同意を得ています。

事務局	これらの案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしくお願いいいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番立石委員
27番	番号1につきまして27番立石が補足説明をいたします。この場所は□□地区■■自治会にあります。▽▽▽▽の近くで●●方面よりのところですよ。ここは21年に徐地が済んでいます。4区画くらいの墓地となっております。その一つが残っております。そこで▲▲にお住まいの△△さんがその1区画を譲り受けるという事でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 30番小池委員
30番	2番についてですが、30番小池が補足説明をさせていただきます。この田んぼの場所ですが□□□□から■■■■を右に曲がりまして約400m行ったところにあります。 田んぼの状況ですが、草木が生い茂ってまして草刈だけでは農地として維持管理するのは難しい状況でございます。水につきましてもほぼ来ないような状況でございます。今後の管理が難しいという事です。△△△△さんとしても駐車場が足りないということで▼▼▼▼の下の方で路上駐車などもありまして、駐車場にしたいという事でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。
1番	すいません
議長	はい。原田委員どうぞ
1番	参考に対価を教えてください。
議長	事務局お願いします。
事務局	5条に関しましては特に対価は伺っておりません。
1番	こういう事例は今後出てくると思いますのでどういう内容か参考に聞かしてもらいました。いいですか。
16番	ここ、数年水もないし耕作していないという事で、話としましては、〇〇さんのほうから、△△△△さんへ、「とってもらえないか」という事でございます。という反対にお願いです。自分ではよう

16番	つくらんで△△△△の近くだし、頼むけんってくださいという事でございます。です所以对価は発生していないという風に思っております。農地としても隣接してるところのほうで作る人をだ いぶ探されましたが現実的に、いないという事でございます。
議長	はい。よろしいですか。
1番	はい。
13番	すいません農業委員会にうかがいます。 5条の場合は農地を農地として使用しないわけですが、そういう場合に対価を極める必要がありますか。
事務局	5条の場合は事業計画という事でこの度の露天駐車場だったり住宅地に建てられる場合、経費 がどのくらいかかるかという資料は出していただいておりますが、土地の売買価格までは伺って おりません。
議長	今後はやっぱり出した方がいいかもね。県のほうでも5条は3反以上のものは、農地がいくら、建 物がいくら、建設費がいくらという風に。やっぱりあった方がいいかもね。いかがでしょうか。県で も農地がどのくらいで動いたか関心もありますし。 他に質疑はございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第5号農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。所有権移転です。事務局 局説明して下さい。
事務局	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画 の決定について意見を求める」令和元年6月24日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番外11筆、地目、登記簿、現況ともに田、面積 1,009 m²外で計 16,117 m²、内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲ 番、経営面積はご覧の通りです。所有権の移転を受ける者の氏名、公益財団法人しまね農業 振興公社、所在地、松江市黒田町 432 番地 1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は、田、 売買価格につきましては、総額 4,835,000 円です。移転の時期 令和元年6月24日、支払い方 法 口座振込、支払期限 令和元年7月31日 この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転です。 農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えま す。なお、県の農地中間管理機構であります、「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意も 得ております。ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願い いたします。32番 福本委員。
32番	32番福本が補足説明させていただきます。□□から■●■■■を▽▽に向かって上がってい きますと、△△△△がございまして。そこから1mほどあがっていきます。左手に町道がござい ます。150m行きますと○○さんのご自宅がございまして。そこからまた10mくらい行きますとコンクリート 舗装がしてある農道があります。その筋の左手にこの圃場が12筆があります。本人の○○さん

32番	は82才高齢でございまして農業ができないという事でございます。〇〇さんの▲▲▲▲も夜間勤めが多いようで農業はどうやらできないという事でこのような話になったという事でございます。ご審議いただきたいと思います。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって議案第5号番号1について可とすることに決しました。
事務局	次、議案第6号 農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。利用権設定です。事務局説明して下さい。 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和元年6月24日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在 □□□□番外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積2232㎡他合計9645㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ □□□□番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年9ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号2 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 2570㎡他合計3089㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358 番地1 経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田 期間は5年8ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号3 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は2570㎡他合計3089㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358 番地1 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年8ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号4 農地の所在 □□□□番外4筆 地目 登記簿現況ともに田と畑 面積945㎡他合計2038㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ■■■■番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は採草放牧地 期間は10年 使用貸借です。 番号5 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに畑 面積8804㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358 番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は4年 10a 当たりの賃借料は4000円です。 番号6 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに畑 面積は8804㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358 番地1 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ■■■■番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は4年 10a 当たりの賃借料は4000円です。 番号7 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積1832㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ■■■■番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年

事務局	10か月 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号8 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積2699㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 安部 俊文 稲原354番地3 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 福田 美之 稲原532番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年10か月 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号9 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1002㎡他合計1487㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ■■■■番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は4年10か月 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号10 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに畑 面積は1888番地 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ■■■■番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は10年 10a 当たりの賃借料 は3000円です。 番号11 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積 4636㎡ 内容は再設定です。 利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ■■■■番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10a 当たりの賃借料は3000円です。 番号12 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに畑 面積 5409㎡ 内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ■■■■番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は3年 10a 当たりの賃借料は3000円です。 番号13 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積 4990㎡他合計11860㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ■■■■番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は3年 10a 当たりの賃借料は3000円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第6号番号1番号2番号3について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。27番立石委員
27番	番号1について説明させていただきます。□□地区■■自治会にございますが、○○○○さんは施設に入られました。今までは△△△△さんが作業受託ということで手伝っておられましたがこの度正式に利用権設定をするものでございます。 番号2番号3番につきましては、○○○○さんから農業公社へ。農業公社から△△△△さんへというものでございます。今年の2月に契約の更新がなされたわけですがその時に漏れてたというものでございます。場所は□□□□を■■■方面に向けて200m行ったところにある農地です。今までも△△△△さんが作っておられましたので問題はないかと思います。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声)

議長	可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号1について可とすることに決しました。
議長	渡部さん、議案第6号番号1について承認されましたのでお知らせいたします
17番	ありがとうございました
議長	次、議案第6号番号2番号3について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 一括可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号2、番号3について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。 30番小池委員
30番	番号4について30番小池が補足説明をさせていただきます。場所ですが□□□□から2km、 ■ の谷あいにある田んぼです。今回の利用目的ですが、放牧地としております。△△△ △さんは牛を飼っておられます。隣の家の谷になります。今後放牧して事業拡大したいという事 でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号4について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) これは、賃借料はどうなってますか
事務局	使用貸借です。
議長	はい。わかりました。 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号5、6について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 36番 岩田委員
36番	番号5 番号6について36番岩田が補足説明させていただきます。場所ですが、□□を■ 方面に向かいまして、▽▽▽▽を上がりますと▲▲▲▲がございます。その後ろのほうの農道を約 1km入ったところに□□□□という開パイがあります。そこの中の一角にこの地番の畑がありま す。○○○○さんの農地を△△△△さんが農業公社さんを通じて借り受けるということでござい ます。△△△△さんのほうも畑作のほうにも力を入れて頑張っておられるところです。問題ないと思 いますので。よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号5、番号6について質疑に入ります。

議長	質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 一括可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号5、番号6について一括可とすることに決しました。 次、議案第6号番号7、番号8、番号9について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 14番 勝部委員
14番	番号7、番号8、番号9について14番勝部が説明させていただきます。これはいずれも再設定でございまして田んぼは4筆ございますが一か所に固まっております。所在地ですが▽▽▽▽から■■■■を300mくらい上がったところの左側にあります。現地を確認しましたところきれいに管理されています。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号7、番号8、番号9についてはいずれも福田美之さんの案件でございますので、一括質疑に入ります 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。 よって議案第6号番号7から番号9について承認することに決しました。 次、議案第6号番号10について担当委員の補足説明をお願いいたします。 38番 高橋が補足説明させていただきます。
38番	番号10についてですが、場所は■■■集落公会堂前の道路を右手に150mくらい上がっていただくと▽▽▽▽の開パイがございます。そこにあります。出し手の○○○○さんですが□□□□前の三叉路があります。▼▼方面に150m十字路があり、そこを左に行くと右手の4軒目が○○さん宅でございます。数年前に●●さんを亡くされてお亡くなりまして現在は▲▲さんご家族とお住まいです。受け手の△△△△さんですが□□集落への入り口左側のお宅が△△さんでございます。新規ではございますが、現場も確認しましたが、きれいに耕しており、将来的にも考えて10年の契約となっております。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号10について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号11について担当委員の補足説明をお願いいたします 41番 澤井委員
41番	番号11について41番澤井が補足説明させていただきます。場所ですが、□□□□から■■■■のほうへ約4キロそれから、□□のほうで■■■へ抜ける道がありますが中央あたりでございます。△△△△さんがそばを栽培しておられます。再設定です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号11について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号12、番号13について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番 藤原委員
15番	いつも同じような説明を申し上げまして誠に恐縮でございますが、□□□□の■ ■ ■ ■ の▽▽集落から●●●●の向うに抜ける大型農道がございますが、この農道沿線にあるのが開パイ▼▼▼▼でございます。□□□□の上のほうから17の1、真ん中が17の2、一番下の県道近くが17の3と、併せて10町余りの団地でございます。12番の△△△△さんの圃場は17の1団地、13番の○○○○さんの圃場は17の2団地でございます。これまでは、企業参入という事で▲▲▲▲さんが□□□を作っておられましたが撤退されましたので、この度△△△△さんとの新規契約になったところでございます。先日現地に行ってみますと、誠にきれいに耕してございまして、遠くからでございますがやる気満々の意気を感じたところでございます。ご承認のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号12、番号13について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号12、番号13について一括承認することに決しました。 上程いたしました議題は以上です。 次に、その他について事務局からお願いします。
事務局	はい。お手元の資料をご覧ください。 まず、令和2年度県農業・農村施策に対する提案という事で、先般皆様に県への要望という事で提出いただきまして先月の総会の後に農振部会開き内容を精査いたしまして、今お手元にお配りしている内容で県の農業会議のほうへ先月末に送りました。この後9月に県のほうへ農業会議のほうから提案書を提出される予定でございます。またご覧頂ければと思います。 研修会が2件ございます。雲南地区農業委員会連絡協議会の総会と研修会という事でございます。8月7日水曜日14時から横田のコミセンで開催することとなりました。正式には今週金曜日に役員会を開催いたしまして最終決定させていただきます。総会につきましては14時から30分程度。これにつきましては、会長、会長代理、農振部会長、農振部会長代理と事務局のほうが出席をします。研修会につきましては15時からおよそ1時間半程度予定を予定しております。内容につきましては県の農業経営課の方に来ていただきまして皆さんご承知の方もあろうかと思っております、人・農地プランの実質化。今年からの法律に農業委員、推進委員も参加するという事がうたっておりまして、これについて説明させていただきます。 それから先月の総会の冒頭の会長からの話の中にありましたが、「農地利用集積促進事業」これが県の単独事業になります。新たに新規で3千万の予算がついております。これについて県の担当のほうから説明を聞きたいと思っております。それから県の農業会議のほうから情報提

事務局	供をしていただこうと思っております。 もう一つは、県の農業会議主催でございます。去年は2月にございました。市町村農業委員、農地利用最適化推進委員の研修大会でございます。裏面に開催要項、日程等がございます。開催日は8月21日水曜日 13時半から16時半まで。場所は昨年と同様、島根県民会館でございます。講演につきましては鳥取県の農業会議の会長さんのお話で、農業委員 農地利用最適化推進委員の取り組みについての講演となっております。 以上2つの研修会について出欠のご連絡を7月12日までに事務局までご連絡いただきますようによりしくお願いいたします。 活動日誌の提出をお願いいたします。以上です。
議長	はい。来月の総会は7月23日9時から横田庁舎で行います。 お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

議 長 18番 ㊟

議事録署名委員 17番 ㊟

議事録署名委員 1番 ㊟